

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	国民健康保険(資格・給付)に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南国市は、国民健康保険(資格・給付)に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

### 特記事項

国民健康保険(資格・給付)に関する事務は、業者が提供しているシステムにより運営され、そのシステムの管理はサービス提供事業者が行っているため、サービス提供事業者における個人情報管理体制を確認する。

## 評価実施機関名

高知県南国市長

## 公表日

令和6年12月5日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険(資格・給付)に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)の規定に基づき行う、被保険者の資格管理及び保険給付等に関する事務。</p> <p>①被保険者の資格の得喪及び異動に係る届出の受理及び確認に関する事務            ②被保険者証(資格者証を含む)等各種証明証に関する申請書の受理、認定証の交付等の事務            ③療養費、高額療養費及び高額介護合算療養費等の支給に関する事務            ④出産育児一時金、葬祭費の支給及びその他の保険給付に関する事務            ⑤第三者の行為による被害の届出の受理、確認及び損害賠償請求に関する事務            ⑥医療機関等からのレセプトの審査及び医療機関等への保険者負担分の支払事務            ⑦一部負担金減免申請の受理、確認に関する事務            ⑧一時差し止めに関する事務            ⑨特定健康診査等事業及び保健事業を行う事務            ⑩国保情報集約システムとの連携事務</p>
③システムの名称	市町村事務処理標準システム 個人住民税システム 介護保険システム 収納管理システム ねんきんネット 国保総合システム及び国保情報集約システム 住民基本台帳システム 宛名連携システム 住民基本台帳ネットワークシステム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険資格情報ファイル 国民健康保険給付情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表44の項</li> <li>●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府令・総務省令第5号) 第24条</li> <li>●法第113条の3 第1項及び第2項</li> <li>●公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第1条,第2条第2項,第9条</li> <li>●公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則(令和3年デジタル庁令第10号)第2条第13項</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [ 実施する ] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条 表2,3,6,13,27,38,42,48,56,65,69,70,83,87,115,125,131,141,145,158,161,164,165,166,173の項</li> </ul> <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条 表69,70</li> </ul>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒783-8501 高知県南国市大埴甲2301番地 南国市役所 市民課 TEL 088-880-6555
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒783-8501 高知県南国市大埴甲2301番地 南国市役所 総務課 TEL 088-880-6551
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[    ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 課題が残されている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、必ず複数人での確認を行った上で上長の最終確認を経ることとしている。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・人為的ミスを防止する事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input checked="" type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、指静脈とパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成し、アクセス権限の適切な管理を行っている。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月14日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	<p>②事務の概要 国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)の規定に基づき、被保険者の資格管理及び疾病、負傷、出産又は死亡に関し保険給付を行う。</p> <p>特定個人情報とは、以下の事務で取り扱う。 ・法による被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 ・法による被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 ・法による保険給付の支給に関する事務 ・法第44条第1項の一部負担金に係る措置に関する事務 ・法第63条の2の一時差止めに関する事務</p>	<p>②事務の概要 国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)の規定に基づき行う、被保険者の資格管理及び保険給付等に関する事務。</p> <p>①被保険者の資格の得喪及び異動に係る届出の受理及び確認に関する事務 ②被保険者証(資格者証を含む)等各種証明証に関する申請書の受理、認定証の交付等の事務 ③療養費、高額療養費及び高額介護合算療養費等の支給に関する事務 ④出産育児一時金、葬祭費の支給及びその他の保険給付に関する事務 ⑤第三者の行為による被害の届出の受理、確認及び損害賠償請求に関する事務 ⑥医療機関等からのレセプトの審査及び医療機関等への保険者負担分の支払事務 ⑦一部負担金減免申請の受理、確認に関する事務 ⑧一時差止めに関する事務 ⑨特定健康審査等事業及び保健事業を行う事務 ⑩国保情報集約システムとの連携事務</p>	事後	事務の概要の記載変更
平成29年7月14日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	<p>③システムの名称 国民健康保険システム 国民健康保険税システム 個人住民税システム 介護保険システム 収納管理システム ねんきんネット 国保総合システム 宛名連携システム 中間サーバー</p>	<p>③システムの名称 国民健康保険システム 国民健康保険税システム 個人住民税システム 介護保険システム 収納管理システム ねんきんネット 国保総合システム 住民基本台帳システム 宛名連携システム 住民基本台帳ネットワークシステム 中間サーバー</p>	事後	利用システムの修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月14日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	<p>法令上の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の30の項</li> <li>●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府令・総務省令第5号) 第24条第1,2,3,4,5号</li> </ul>	<p>法令上の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の30の項</li> <li>●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府令・総務省令第5号) 第24条第1,2,3,4,5号</li> </ul> <p>法第9条第1項・第2項(法第22条において準用する場合を含む)・第3項(法第22条において準用する場合を含む)・第6項法第22条において準用する場合を含む)・第9項・第22条において準用する同法第9条・第42条第1項第3号又は第4号・第44条・第52条・第52条の2・第54条・第54条の3・第54条の4・第55条・57条の2・第57条の3・第56条・第58条第1項・第63条の2・第64条・第116条・第116条の2</p>	事後	国民健康保険法の条項を記載
平成29年7月14日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	<p>②法令上の根拠</p> <p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●番号法第19条第7号 別表第二の1,2,3,4,5,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,80,87,88,93,97,106,109,120の項</li> <li>●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府令・総務省令第7号。以下「事務及び情報を定める命令」という。) 第1,2,3,4,5,19,20,25,33,43,44,46,49,53条</li> </ul> <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●番号法第19条第7号 別表第二の27,42,43,44の項</li> <li>●事務及び情報を定める命令 第20,25,26条</li> </ul>	<p>②法令上の根拠</p> <p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●番号法第19条第7号 別表第二の1,2,3,4,5,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,80,87,88,93,106の項</li> <li>●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府令・総務省令第7号。以下「事務及び情報を定める命令」という。) 第1,2,3,4,5,19,20,25,33,43,44,46,49条</li> </ul> <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●番号法第19条第7号 別表第二の27,42,43,44の項</li> <li>●事務及び情報を定める命令 第20,25,26条</li> </ul>	事後	根拠条項の修正
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	②所属長 課長 島本 佳枝	課長 崎山 雅子	事後	人事異動後
平成29年7月14日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	いつの時点の計測か 平成26年12月1日時点	いつの時点の計測か 平成29年3月31日時点	事後	直近の計測時点に変更
平成29年7月14日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつの時点の計測か 平成26年12月1日時点	いつの時点の計測か 平成29年3月31日時点	事後	直近の計測時点に変更



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数	いつの時点の計測か 平成29年3月31日時点	平成30年4月1日時点	事後	計測時点の更新
平成30年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数	いつの時点の計測か 平成29年3月31日時点	平成30年4月1日時点	事後	計測時点の更新
平成30年7月12日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	③システムの名称 国民健康保険システム 国民健康保険税システム 個人住民税システム 介護保険システム 収納管理システム ねんきんネット 国保総合システム 住民基本台帳システム 宛名連携システム 住民基本台帳ネットワークシステム 中間サーバー	③システムの名称 国民健康保険システム 国民健康保険税システム 個人住民税システム 介護保険システム 収納管理システム ねんきんネット 国保総合システム及び国保情報集約システム 住民基本台帳システム 宛名連携システム 住民基本台帳ネットワークシステム 中間サーバー	事後	国保連合会のシステム変更
平成31年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	提出時の最新の時点に変更
平成31年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	提出時の最新の時点に変更
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策		(新規項目)	事後	項目が新規に追加された
平成31年4月1日	5 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 崎山雅子	課長	事後	項目の変更
令和2年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	提出時の最新の時点に変更
令和2年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	提出時の最新の時点に変更
令和3年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	提出時の最新の時点に変更
令和3年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	提出時の最新の時点に変更
令和3年4月1日	Ⅳ リスク対策 8監査	実施の有無【自己点検】	実施の有無【内部監査】	事後	点検方法の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ●番号法第19条第7号 別表第二の1,2,3,4,5,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,80,87,88,93,106の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府令・総務省令第7号。以下「事務及び情報を定める命令」という。）第1,2,3,4,5,19,20,25,33,43,44,46,49条  【情報照会の根拠】 ●番号法第19条第7号 別表第二の27,42,43,44の項 ●事務及び情報を定める命令 第20,25,26条	【情報提供の根拠】 ●番号法第19条第8号 別表第二の1,2,3,4,5,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,80,87,88,93,106の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府令・総務省令第7号。以下「事務及び情報を定める命令」という。）第1,2,3,4,5,19,20,25,33,43,44,46,49条  【情報照会の根拠】 ●番号法第19条第8号 別表第二の27,42,43,44の項 ●事務及び情報を定める命令 第20,25,26条	事後	根拠条項の修正
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	提出時の最新の時点に変更
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	提出時の最新の時点に変更
令和5年2月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取扱う事務 ③システムの名称	③システムの名称 国民健康保険システム 国民健康保険税システム 個人住民税システム 介護保険システム 収納管理システム ねんきんネット 国保総合システム及び国保情報集約システム 住民基本台帳システム 宛名連携システム 住民基本台帳ネットワークシステム 中間サーバー	③システムの名称 市町村事務処理標準システム 個人住民税システム 介護保険システム 収納管理システム ねんきんネット 国保総合システム及び国保情報集約システム 住民基本台帳システム 宛名連携システム 住民基本台帳ネットワークシステム 中間サーバー	事後	国保の資格及び賦課に係るシステムの変更
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	提出時の最新の時点に変更
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	提出時の最新の時点に変更
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	提出時の最新の時点に変更
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	提出時の最新の時点に変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の30の項</li> <li>●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府令・総務省令第5号) 第24条第1,2,3,4,5号</li> </ul> <p>法第9条第1項・第2項(法第22条において準用する場合を含む)・第3項(法第22条において準用する場合を含む)・第6項法第22条において準用する場合を含む)・第9項・第22条において準用する同法第9条・第42条第1項第3号又は第4号・第44条・第52条・第52条の2・第54条・第54条の3・第54条の4・第55条・57条の2・第57条の3・第56条・第58条第1項・第63条の2・第64条・第116条・第116条の2</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表44の項</li> <li>●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府令・総務省令第5号) 第24条</li> <li>●法第113条の3 第1項及び第2項</li> <li>●公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第1条,第2条第2項,第9条</li> <li>●公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則(令和3年デジタル庁令第10号)第2条第13項</li> </ul>	事後	根拠法令の修正
令和6年10月1日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●番号法第19条第7号 別表第二の1,2,3,4,5,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,80,87,88,93,106の項</li> <li>●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府令・総務省令第7号。以下「事務及び情報を定める命令」という。) 第1,2,3,4,5,19,20,25,33,43,44,46,49条</li> </ul> <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●番号法第19条第7号 別表第二の27,42,43,44の項</li> <li>●事務及び情報を定める命令 第20,25,26条</li> </ul>	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号) 第2条 表 2,3,6,13,27,38,42,48,56,65,69,70,83,87,115,125,131,141,145,158,161,164,165,166,173の項</li> </ul> <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号) 第2条 表69,70</li> </ul>	事後	根拠法令の修正
令和6年10月1日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業		(新規)	事後	新規項目追加
令和6年10月1日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと思われる対策		(新規)	事後	新規項目追加